平成２８年（フ）第６３号
兵庫県西宮市大畑町５番８－208号
債務者　立川　博志
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第７３号
兵庫県尼崎市戸ノ内町３丁目22番16号
債務者　岡村　博子
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第９号
鳥取県鳥取市湖山町北４丁目766番地　エイシンハイツ101号、旧住所鳥取県鳥取市行徳３丁目342番地　翠山荘独立13号
債務者　寺坂　長利
1　決定年月日時　平成28年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４号
鳥取県鳥取市円護寺219番地
債務者　浅間　裕子
1　決定年月日時　平成28年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８号
鳥取県鳥取市西円通寺95番地２　市住Ｂ－８号
債務者　中村ゆかり
1　決定年月日時　平成28年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０号
山口県下関市小月本町２丁目20番Ｒ１－501号　市営小月住宅
債務者　増田　　茜（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成28年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第３１号
宮崎県児湯郡川南町大字川南23492番地　番野地住宅１　104号
債務者　本部　　恵
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１３２号
福島県本宮市仁井田字上新田40番地２
債務者　渡邉　保子
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
北九州市小倉北区上富野４丁目12番35号
債務者　松田　紀隆
1　決定年月日時　平成28年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５９号
北九州市八幡西区上の原３丁目11番15号（201号）
債務者　緒方　栄次
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５９８号
千葉県流山市平和台２丁目13番地の30　エルパルケ103
債務者　佐藤　誠人
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２２号
千葉県柏市柏５丁目11番３号　第７飯田柏コーポラス304号
債務者　日高慎太郎
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２３号
千葉県野田市みずき１丁目３番地の４
債務者　鎌田　早苗（旧姓糖信）
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２４号
千葉県我孫子市湖北台７丁目14番56－305号
債務者　橘　　美樹（旧姓横内）
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１６号
沖縄県那覇市西３丁目９番５－305号　県営三重城市街地住宅
債務者　漢那　朝美
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２６号
神奈川県平塚市四之宮１丁目15番39号　カーム山王102号、前住所神奈川県平塚市南豊田538番地の３　メゾン・ラ・エスポアールＢ－５
債務者　藤田　優子
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２７号
神奈川県平塚市四之宮１丁目15番39号　カーム山王102号、前住所神奈川県平塚市南豊田538番地の３　メゾン・ラ・エスポアールＢ－５
債務者　藤田　真季
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部